

# 28 民法講座

～ 民法の知識はどの業務でも基本になります ～

## 【講座のねらい】

業務や日常生活に深く関わっている民法の基礎知識を習得し、業務を適切に遂行する能力を養います。  
(今回は、主に契約法に関する内容です。)

## 【受講の効果】

- 民法(「第一編 総則」、「第三編 債権」)に関する知識が身につく。

### ◇日程・会場等

- ・ 日 程：平成30年1月29日(月)～30日(火)
- ・ 会 場：県セミナーパーク 大研修室
- ・ 対象者：全職員
- ・ 定 員：40人
- ・ その他：市町職員(定員50人)、県民(定員15人)との合同研修・公開講座



こんな人におすすめ!

- 民法を基礎から学んでみたい人
- 契約関係について深く学んでみたい人

### ◇プログラム(2日間 合計12時間)

9:30		9:40		10:00		12:00		13:00		16:30		17:00	
1 日 目		オリエンテーション	○はじめにー民法の基礎 ・民法とは何か ・民法典の構造 ・民法改正の動き			休憩	○契約法の基礎 I ・契約とは何か ・契約の当事者一人・法人・代理など ・契約の成立 ・契約の有効、無効及び取消し						
2 日 目	○契約法の基礎 II ・債務不履行(契約違反) ・債務不履行に対する債権者の救済 ・債務の履行(弁済)と債務者の保護 ・債務の履行と第三者の利害					休憩	○様々な契約関係(契約各論) 売買・贈与、賃貸借・使用貸借・消費貸借、 雇用・請負・委任、組合など ○契約と不法行為の関係			アンケート記入			

## 【講師】

九州大学大学院法学研究院 教授 五十川 直行



### ◇受講者の声

- ・ 民法が紛争解決のためのルールであることがよく分かった。  
契約法の概要が理解できる分かりやすい説明の講義だった。
- ・ 難しい内容でしたが、とても分かりやすく学習することができました。  
学べば学ぶほど奥深く、難しく感じることもありましたが、とても有意義でした。
- ・ 民法が業務や日常生活に深く関わっていることを認識することができました。  
今後は法的な根拠を理解した上で、適切に業務を遂行できるようにしたい。